

地方独立行政法人山口県産業技術センター組織規則

平成21年4月1日
規則第 1 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「センター」という。）の業務を適正に遂行するため、センターの組織について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 事業所

(事務所の所在地)

第2条 センターは、事務所を山口県宇部市あすとぴあ4丁目1番1号に置く。

第3章 役員体制

(役員)

第3条 センターに、役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

2 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐する。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。この場合において理事長があらかじめ指定した順序により、その職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山口県知事に意見を提出することができる。

第4章 組織

(部の設置)

第4条 センターに、次の部を置く。

(1) 経営管理部

(2) 企業支援部

2 企業支援部に、次の室を置く。

(1) 産学公連携室

(2) 技術相談室

(経営管理部)

第5条 経営管理部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) センターの経営に関すること

(2) 人事、給与、服務その他庶務に関すること

(3) 労働安全衛生、公務災害及び福利厚生に関すること

(4) 予算、決算に関すること

(5) 財務会計に関すること

(6) 契約事務に関すること

- (7) 資金管理に関する事
- (8) 定款その他法人が定める規程の管理に関する事
- (9) 庁舎・物品管理に関する事
- (10) 情報公開に関する事
- (11) センターの運営・企画調整に関する事
- (12) 中期計画・年次計画・業務方法書・評価委員会に関する事
- (13) 他機関との連絡・調整に関する事
- (14) 試験研究の成果普及に関する事
- (15) 情報管理に関する事
- (16) 研究管理及び知的財産に関する事
- (17) 人材養成・資質向上に関する事
- (18) その他経営管理に関する事

(企業支援部)

第6条 企業支援部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 技術支援・技術相談に関する事
- (2) 研究開発に関する事
- (3) 産学公連携・企業間連携に関する事
- (4) 依頼試験・分析に関する事
- (5) 開放機器・施設の使用及び管理に関する事
- (6) 人材の受入れ及び派遣に関する事
- (7) 技術交流に関する事
- (8) 新事業創造支援センターの管理運営に関する事
- (9) その他企業支援に関する事

第5章 審議機関

(審議機関)

第7条 センターに、センターの重要事項を審議する機関として、経営委員会及び企業支援委員会を置く。

- 2 経営委員会は、理事長の諮問に応じて経営に関する重要事項について審議を行う。
- 3 企業支援委員会は、理事長の諮問に応じて技術支援及び研究開発に関する重要事項について審議を行う。
- 4 経営委員会及び企業支援委員会に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 職及び職務

(管理職員)

第8条 センターの管理職員として、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
経営管理部長	理事長の命を受け、担当する部の職員を管理監督し、部の事務を処理する。
企業支援部長	

産学公連携室長	部長をたすけ、上司の命を受けて担当する室の事務を処理する。
技術相談室長	
経営管理副部長	部長をたすけ、上司の命を受けて担当する部の事務を整理する
企業支援副部長	
総務・人事グループリーダー	

(管理職員以外の職員)

第9条 前条に規定する管理職員のほか、組織の必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置くものとし、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
グループリーダー (総務・人事を除く)	上司の命を受けてグループの事務を掌理する。
専門研究員	特に高度の専門技術に関する研究に従事する。
研究員	高度の専門技術に関する研究に従事する。
技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
主査	上司の命を受けて所掌事務を処理する。
主任	上司の命を受けて所掌事務を処理する。
主任主事	上司の命を受けて事務を処理する。
主事	上司の命を受けて事務をつかさどる。
プロジェクトマネージャー	プロジェクト研究を総括する。
サブマネージャー	プロジェクトマネージャーの命を受けて所掌事務を処理する。

第8章 雑則

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの組織に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。